

平成27年鞍手町議会第3回定例会会議録（第3号）						
平成27年 6月10日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成27年 6月10日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成27年 6月10日 午後2時54分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	3	川野高實		4	宇田川 亮	

職 務 出席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	森 茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興課長	立石一夫	出欠
	福祉人権課長	守田純子	出欠	上下水道課長	原 敏勝	出欠
	税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局 長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	松永憲昌	出欠
	総務課長 補 佐	梶栗恭輔	出欠			
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成27年第3回鞍手町議会定例会議事日程

6月10日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第55号 専決処分の承認（鞍手町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第2 議案第56号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第3 議案第57号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第58号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第59号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町一般会計補正予算第6号）
- 日程第6 議案第60号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号）
- 日程第7 議案第61号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号）
- 日程第8 議案第62号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第3号）
- 日程第9 議案第63号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号）
- 日程第10 議案第64号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第65号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成27年度固定資産税の課税免除
- 日程第12 議案第66号 鞍手町道路線の変更
- 日程第13 議案第67号 鞍手町道路線の廃止
- 日程第14 議案第68号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）
- 日程第15 議案第69号 学校施設環境改善交付金事業 剣南小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の締結
- 日程第16 議案第70号 学校施設環境改善交付金事業 古月小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の締結
- 日程第17 議案第71号 学校施設環境改善交付金事業 新延小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の締結
- 日程第18 議案第72号 学校施設環境改善交付金事業 西川小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の締結
- 日程第19 発議第1号 国民的合意のないままに安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書
- 日程第20 発議第2号 介護報酬の大幅削減の撤回を求める意見書

平成27年6月10日（第3日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

まず、町長より提出されております議案第58号の訂正を、お手元に配布していますので、ご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第55号 専決処分の承認（鞍手町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

議案第55号について、提案説明で法人町民税の税率区分の基準の見直しというふうに言われていますが、この基準の見直しによって該当する法人、それから町の税収の影響等について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

お答えいたします。

法人町民税につきましては、納税者が自ら税額を計算して申告する申告納税になっておりますので、現段階では、どの法人がこの改正に該当するのか不明のため、現状では法人数、それから影響については把握できておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第55号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第55号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第56号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

質疑ありませんか。

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

提案説明で、国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令ということで、72条の4を第72条の5に改めるとあるのですが、これは負担金の算定がどのように替わるのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

只今の質問にお答えいたします。

軽減につきましては、7割軽減の一定割合が12%から15%に、5割軽減も一定割合が6%から14%に変更されました。

また、2割軽減も一定割合が新たに13%で決定されました。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第56号は民生産業委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第56号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第57号 専決処分の承認(鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

質疑ありませんか。

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

減免対象者が、今後どれくらい増すのか、今までの人数と今後の人数をお願いいたします。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

お答えいたします。

本年の3月31日現在で試算した数字となりますが、医療分及び支援金分で対象世帯は5割軽減が444世帯で26世帯の増。2割軽減が338世帯で3世帯の減となります。

介護納付金分では、対象世帯は5割軽減が221世帯で15世帯の増。2割軽減が155世帯で9世帯の減となります。

また、税額で見ますと、医療分及び支援金分で5割軽減が88万6,450円の軽減額の増、2割軽減が4,940円の減となり、介護納付金分では、5割軽減が9万450円の軽減額の増。2割軽減が2万880円の減、合計で95万1,080円の軽減額の増となるよ

うに見込んでいます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

保険者支援制度で、国全体で1,700億円になりますが、鞍手町では幾らになってい
ますでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

国の支援額につきましては、まだ町としては把握しておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

先程の57号との関連ですが、国が今度、保険者支援制度を1,700億円増やして、3,
400億円枠を取っているわけですね。それは消費税の増収分を中低所得者に配分、どれだ
けおるかとかという試算があるわけですが、これは確か試算を出していると思います。国
の方から通達も来ているはずですから。

それで全体でどのくらいになるのかというのと、合わせて先程の減免の対象者等がどうい
うふうにかわってくるのかというのを、後で資料でもいただきたいのですが、口頭でも説明
していただいて、後に資料をいただきたいと思いますが。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

消費税率のアップに伴います社会保障制度の充実につきましては、試算はしております。

その資料については、只今持ち合わせておりませんので、後ほど事務局を通じて提出させ
ていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

例えば、田川市では、これまでが3,500万だったのが、今度6,700万に増えてい
ると。これは計算して、大体お金が下りてくるのが今年の12月頃だというふうに言われて
います。本年度の10月の低所得者の所得の状況を見て12月頃下ろして来るということ
ですので、それでも前年度の分で比較はできると思いますので、それについては後ほど資料を

いただきたいというふうに思います。

合わせて、上限額が引き上げられております。これの該当者と所得がどのくらいの所得の方が該当されるのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

お答えいたします。

限度額の引き上げの影響を受ける世帯と影響額としましては、これも3月30日現在での試算ですが、医療分で43世帯、額として40万5,600円の増額。

後期高齢者支援分で29世帯、額として26万5,200円の増額。

介護納付金で12世帯、22万6,900円の増額。

合計89万7千円の増額を見込んでおります。

限度額を超過する世帯の額というところでございますが、給与所得者単身世帯の場合で言いますと、改正前は、全ての分が限度額を超える場合で出しておりますけれども、改正前は930万円以上、改正後は1,050万円。

給与所得者が世帯主だけの3人世帯で試算してみますと、改正前は890万円以上。改正後は1,010万円以上が、大体の目安となります。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

所得が給与所得者で1,050万円を超えるというところだけが上限まで行くということですか。これは個人事業主が特に多いわけで、国保の加入世帯といのが、そういう方達はどういうふうになりますか。どのくらいの所得が上限のところまで基準が行くのかを教えてください。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

お答えいたします。

今申しましたのは、3つのそれぞれの限度額を全て超える場合を説明させていただきました。

例えば、単身世帯で世帯主45歳と仮定して、医療分だけで見ますと770万円、支援金を見ますと790万円、介護分で1,050万円ということになります。

それぞれの方で額がかわりますが、先程申しましたのは全てが限度額を超える分ということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

よく分かりにくいのですが、国保加入者で、医療費分だけでもいいのですが、所得が790万円ですか。所得自体が790万もっている人がようやく限度額まで到達するわけですかね、そんなにいかないと思うのですが。

中所得者が上限にいくぐらいの額ではないですか。もう一度答弁をお願いいたします。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

すみません、ご指摘のとおり、これは収入額でございました。

○議長 星 正彦君

しばらく休憩します。

休憩 13時18分

再開 13時21分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

私は資料として給与所得の分しか手元に持っておりませんでした。

後ほど、ちゃんとした資料を提出させていただきたいと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君の質問は3回になりましたけれども、本来会議規則第54条の但し書きの規定によって発言を許すということにはなっていませんが、特別に認めます。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

資料を持ち合わせていないと言われましたが、議長が折角休憩をとってしたわけですから、給与所得の資料しか持ち合わせていないというような答弁はないと思います。

国民健康保険に加入しているのは、給与所得のある人ではないですよ。ほぼ個人事業者とかという方達ばかりですよ。その方達が大半を占めている中で、その方達の所得に対しての国保税の算定ですから、そこを一番見ないといけないわけですから、そこはきちんと答えられるようにするのが本当ではないですか。後ほど資料でという話ではないですよ。

はっきり答えて下さい。

○議長 星 正彦君

今、資料がないのでしょうか。

しばらく休憩します。

休憩 13時24分

再開 13時40分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

先程の宇田川亮君の質問に対して、税務住民課長が答弁いたします。

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

お答えいたします。

影響限度額の引き上げにより、影響が出る所得でございますが、単身世帯では564万円、2人世帯で所得が1人の場合537万円、3人世帯で所得がお一人の場合519万円から影響が出て来るということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

先程の質問に対して、後日資料提出するということで答弁いたしておりましたが、政策推進課長の方から答弁させます。

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

先程の国民健康保険の保険者支援制度の拡充に伴います国の財政的な拡大について、どの程度のものがあるかというご質問だったと思います。

現在、国民健康保険基盤安定費の中に、国が617万、県で4,314万7千円、合わせて4,916万4千円が当初予算の方で計上されています。これを支援制度拡大にともないまして本算定を基に試算しましたところ、国の国庫負担金が約1,340万円程度、県の負担金が5,372万2千円程度となりまして、その増額分につきましては、国におきましては約740万円、県におきましては1,057万5千円程度の増となりまして、両方合わせまして約1,790万程度の国庫支援が拡大されるというふうになっています。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第57号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第57号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第58号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今日、議案の修正をいただきましたけども、この中の最後から2番目の新旧対照表で、改正前のところですが、遠賀川渡河橋の橋梁選定委員会の分が、改定前の分からなくなってい

ますが、これについては、なぜこれからなくなっているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

遠賀川渡河橋橋梁名選定委員会におきましては、この委員会は3月の定例会で既にもう一度削除していた委員会を、また今回落とすような議案を上げておりました。私の注意ミスによりまして、一度落とした委員会名をまた落とすようなことになってしまいました。

どうもすみませんでした。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

私もうっかりしていました。

別のところで、鞍手町の町政施行記念行事企画委員会ということになるようですが、町政施行記念行事が今後予定はされているのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

今まで、町政施行は30周年、40周年、50周年、60周年としてきました。今から予定があるのは、次は70周年があると思いますので、この際60周年という言葉が消して、常に使えるような委員会にしておくために、60周年という文言を消しております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今後あるとすれば70周年と10年先のための附属機関の設置ということですが、いっぺん無くしてもいいのではないかと思います。というのが、例えば委員会の任期、委員さんの任期は何年になります。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

委員さんの任期というのは、何年という任期ではなくて、その行事が終わり次第任期が終わるようになっています。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今度は今の委員さんが引き続き委員になるのか、新しく委員さんを決めるのか分かりませんが、今までに予定はなくて10年後の町政施行70周年に向けての企画委員会であれば、その前の1年で作ればいいことで、10年間も附属機関としておく必要はないのではないかなというふうに思いますし、条例というものは、そもそも必要で且つ十分であればいいわけですよ。

この先10年間もずっと置いとくような委員会は、私は必要ないのではないかなというふうに思いますけども、如何ですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

次は70周年になるとお答えいたしましたが、また、そのときになって行事が企画委員会をどのように開催するかというのはまだ未定なので、取り敢えず委員会としては附属機関のままの残しておこうということにしました。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第58号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第58号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第59号 専決処分の承認(平成26年度鞍手町一般会計補正予算第6号)を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の26頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、26頁から33頁まで質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

27頁の一般管理費の旅費のところですが、額は小さいのですが駐在員研修旅費、駐在員の研修が毎年研修ということで視察等に行かれていますと思いますが、時期とか、今年度どういふような研修をされたのか、時期も教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

研修としましては、7月の中旬に熊本県の苓北町の火力発電所に研修に行っております。
以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

毎年いろいろな研修をされていると思いますが、区長会で行っていると思うのですが、町政にどういうふうにかかして行くのかということと、もう一つ時期の問題なのですが、何年か前ですか、水害が起こった時に駐在員の研修で、駐在員さんが誰も鞍手町にいなかったというような話も聞きました。

自治会で自主防災組織等を作っている中で、時期もこちらから言えることではないのかも知れませんが、区長会が独自に決めることかも知れませんが、その辺も是非検討してもらいたいようなことを町の方から言うべきではないでしょうか。

研修されたことがどう町政にかかされるのかということと、時期の問題と一緒に答え下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

時期も7月中旬とか、特に大雨の降りそうな時に26年度は行いました。なので、こちらの方も、区長会の方には会長を通じて、そういう意見があったということをお伝えしております。

目的といたしましても、何年か前だったと思いますが、九州管内の自主防災組織を研修に行かれたことがあります。それは、町政には役に立っていると思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、33頁から45頁まで質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

34頁の13節の委託料ですが、生きがい活動支援通所事業委託料75万6千円ですが、これは予算全額をここで落としているのですが、その理由をお願いいたします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

生きがい活動支援通所事業委託活動というものは、介護保険で申請をされまして、非該当になられた方、その方で家に閉じこもりがちの方についてデイサービスを実施するというところで予算を計上しておりましたが、現在のところ、これに該当する方の申請があっていませんので、今年度全額を落とすようなことになっております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

同じ34頁の老人保護措置委託料1,084万円ほど減額になっておりますが、この理由を教えてください。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

老人保護措置委託費、これは経済的とか環境的な理由で在宅の困難な高齢者を養護老人ホームに措置するものでありますが、当初、昨年度予算計上する時点では、入所者が12人、それと今後の新規分として3人分を計上しておりましたが、26年度につきましては、11人の方が入所されて、新規入所があっていませんので、その分の経費をそのまま落とすという形になっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。

次に、36頁の障害者自立支援費のところ、提案説明の中で障害者自立支援費において利用者数の減少等による事業費の減額というふうに町長が提案説明の時に言われましたが、利用者数の減少の理由、なぜ減少しているのかが分かれば教えてください。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

1つ1つ具体的な例としては、ちょっとお答えすることができませんが、今回利用者というのが大体160名ぐらいの方が障害福祉サービスを使われています。使われる中で理由としましては、ご本人さんの都合というとおかしいのですが、利用していたものがサービスを替えたいとか、もうちょっと行くのを少し日数を減らしたいとかという理由もございます。

この中で一番大きなものとしましては、自立支援医療の部分で大きな予算を落としております。これにつきましては、昨年度自立支援医療につきましては、サービスの利用とは違いますが、更生医療等の申請が大きな医療費の申請があっていましたが、その医療につき

まして、実際に医療としての請求が来たものが概算よりも少なかったこと、及び更生医療は殆どの方が人口透析等の分で使われていることが多いものですので、そういったところで件数が減ったりしたことで大きな減額になっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

本人の都合によるというようなどころもあるということですが、今、いろいろやられている自立支援事業自体が、できるだけ沢山の障害者の方が自立されるような手助けをするための事業ですから、もって本人の個別的な理由も含めて、もう少し広げてできるようなことを是非考えていただきたいというふうに思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

今年度から障害者相談支援事業というのがございまして、それは介護保険でいうケアプランのような、サービス利用計画です。専門の方がその方に合ったサービスを使わせていけるように支援も行っていきますので、そういったところと広報も含めて、今言われたところも広げていくように努力してまいります。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について、45頁から52頁まで質疑ありませんか。
次に進みます。

9款 消防費から13款 諸支出金について、52頁から65頁まで質疑ありませんか。
宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

58頁で、工事請負費、工事費8,153万6千円の減額と、これは提案説明では、新中学校の工事費の不要額となっておりますが、先日の一般質問との絡みではありませんけれども、開校して2ヵ月経って、施設面でいろいろな不備があるということをいろいろ聞かされます。今回、不要額とはちょっと絡みが違うかも知れませんが、例えばテニスコートの幅が狭くて、あんなにいいコートが出来ているのに公式戦が出来ないような、コートとコートの間幅が狭いだとか、金網の後と横の幅が狭くてなかなか思い切ったプレーも出来ないとか。

グラウンドにも、ボールが出ないように高い柵が出来ていますが、それも一部だけということもありますし、もっと言えば、日陰が全くなくて、先生達がテントを張っていますが、一度風で飛んで壊れてしまってどうしようもないと。

木もなければ日陰も全くない中で、今後熱中症の関係もありますので、その辺をどういうふうに、今度の不要額を充てれということではないのですが、それも含めて、これから今後

のより良い整備をどう考えているのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

この不要額につきましては、まず、外構工事に絡むものにつきましてはの不要額でございます。主なものにつきましては、入札残ということになります。

先程申されましたテニスコート等につきましては、一応規格どおりにはやっておりますが、現場の方としましては、もう少し広くサイドラインを取って欲しかったというようなことがあっております。

後、元々外のグラウンド等の照明につきましては、計画がございませんでしたので、これにつきましては、今後、学校運営の中でのことになって来るかなというふうに思います。

それとあとグラウンドの木陰、いま熱中症等も考えられますが、現在のところはグラウンドの上に木などの植栽もしておりません。こういうことにつきましても、今後学校が歴史を重ねて行く中でいろいろな整備をしたりということが考えられます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

15頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

15頁から25頁まで質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

17頁の特別交付税ですが、1億1,500万ほど付いています。その交付の事由というのがあると思うのですが、事由についてお願いいたします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この地方交付税の増額分は、特別交付税の確定に伴う増額分となっております。特別交付税につきましては、これに対する需要額は出しておりますけれども、その詳細な内訳というのは分かりませんので、そうなっています。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

大体特別交付税額が来る場合は、災害があった場合とか、基準財政需用費が過大になっていて、それとの差で特別交付税として来たりだとか、後は計算上出て来ないけども、それに伴って、いままで地方交付税として出した分が少ないからということで出たりだとか、一応いろいろな理由あって特別交付税というのは大体出て来るわけです。

今回、1億1千万円ほど出ていますので、いつもよりも少し多いかなというふうに感じたので質問をいたしました。そういった特別な事由はないということですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

26年度の特別交付税につきましては、特段大きな事業があったために増えたという把握はしておりません。例年、特別交付税の需用額は多い所では20億近く事業費という形で報告をさせていただいております。

結果的には、この特別交付税では、国の交付税財源の内の6%に充てられておりますので、それを全国で割り振ります。本年度が3億7,520万9千円という形になっておりますので、この特別な理由があるかというところ、そこは把握しておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

15頁の町税のところですが、特には提案説明で法人町民税の現年度分が延びたというふうに提案説明がありましたが、その理由等について、またどのくらいの額かというのを教えてください。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

お答えいたします。

法人町民税につきましては、申告納税となっておりますので、例年大体1億3千万円ほどこの時期あったのですが、今回それが、前年に比べますと4,700万円ほど増えて来ています。おそらく経済の状況で業績が伸びた企業があったからだというふうに考えております。

以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

勿論申告納税だから詳しい理由は分からないとはいえ、これは町内の景気がどうなっているのかとかということは、もう少し詳しく見ておく必要があるのではないかと思います。

町内の業者を応援するという町の立場から言えば、いまどのくらい景気がいいのか、例えば落ち込んでいるのか、それとも納める法人自体が増えたのかどうかということも考えられると思いますので、そういうことももう少し詳しく見ていく必要があると思いますが、その点について、もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員さんがおっしゃるとおりだと私も思いますので、その辺のところは早速追っかけながらデータ処理をやって行きたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第59号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第59号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第60号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号）を議題とします。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第60号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第60号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第61号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号）を議題とします。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第61号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第61号は総務文教委員会に付託することに決定しまし

た。

次に、日程第8 議案第62号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第3号）を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第62号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第62号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第63号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号）を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第63号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第63号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第64号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の9頁をお開き下さい。

2款 総務費及び3款 民生費について、9頁及び10頁について質疑ありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

総務費の1項5目財産管理費です。

備品購入費とありますが、提案説明にあった庁用公用車の老朽化に伴う備品購入費と思いますが、購入予定車をどのように使うのかを教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

備品購入費の庁用公用車に関しては、2台分を計上しております。

1台は、現在町長が乗っていますクラウンです。今度の位置づけとしては、町長専用車ではなく、町長に使用予定がない場合、議長、副町長等も使用出来るという位置づけで考えております。使用目的はそのように考えております。

もう1台につきましては、1,500ccクラスの普通車を購入するものです。それは、女性職員が県庁等に出張する際の普通乗用車が今現在少ないため、購入を予定しております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

1台は町長が使っている公用車ということでも、これに関しては、以前経費削減等の理由でタクシーを利用したらどうかとか、そういうふうなことで、今後検討が必要ではないかというふうに記憶していますが、今回、どのような検討経緯で車をまた購入しようというふうに決断したのかを教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

先程もお答えいたしましたように、町長使用の公用車につきましては、町長が専用で乗るということは考えておりません。町長に使用予定がない場合は、議長、副町長も使用出来るという位置づけで考えています。

また、使用頻度や緊急性、会議等での長期に渡る待機時間を検討した結果、タクシーではなく購入と決定いたしました。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

今回、町長だけが使うのではなく、他の方も使えるというような車の位置づけというふうな形で検討して、いろいろなシミュレーションをされたと思います。

また、おそらくクラウンを買い換えるのだから、同じようなクラスの車種になるのかなと思いますけど、ここに予算が出ている以上、何らかの見積等も取っての経費計上だと思いますが、おそらく同じようなクラスの車であれば、走行距離からして、他団体が使っているところでいろいろな情報等をとって見たら、4～50万キロ走ることなので、今後20年間ぐらいは十分に対応できる車を購入予定なのかなとは思いますが、今回改めて低公害車を導入したというふうな形になってはいますが、これを購入しようとしていることに対するメリット等があれば教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

メリットといたしましては、車の車両本体価格、値引き前ですが、90%が低公害車導入促進事業債の額となります。

今回につきましては、歳入の方で上げていますが590万円です。また、起債額の30%に当たる177万円が交付税の対象となります。

そして低公害車のメリットといたしましては、他に現在のクラウンと購入予定、一応見積としてはクラウンのハイブリッドを予定していますが、クラウンのハイブリッドとの燃費を比較しますと、1ヵ月で約1万3,500円。年間で16万2千円燃料費に差が出るので、その辺がメリットではないかと考えております。

また、クラウンにした理由といたしましては、現在のクラウンは23年目になります。そして21万7千キロ走行しました。国土交通省が現在市販されております自動車の安全性能について試験による評価を行って、その結果を自動車アセスメントとして公表しています。その結果によると、クラウンは安全性能において最高の評価を得ております。

このように、23年で21万7千キロ乗れる耐久性と安全性を考慮しましてクラウンを予定しております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

久保田正之君。

○10番 久保田 正之君

同じ公用車のことですが、補正で上がってきておるわけですが、どうして当初予算で上がって来なかったのかということと、私は、この公用車は20年経過して、相当いかれているということは十分承知しております。従って、公用車購入とすることは大いに賛成ですが、どうして当初予算から上げて来なかったかという理由をお願いします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

総務課としましては、平成26年度、27年度当初予算に予算要求しておりました。予算査定の際に、町長が、今まで歴代の町長が乗っていた車でありまして、故障して動かなくなるまで乗ろうという思いが町長の中にもありました。

その関係で予算要求は取り消しております。しかし、3月以降、自動車運転中にエンジンが止まる故障が起きました。交換部品も入手困難で安全面を考慮し、今回補正予算に計上いたしました。

一番の理由といたしましては、安全面を考慮しております。今のクラウンは全てにエアバックが付いておりません、なので安全面を考慮しまして今回補正で上げさせていただきました。以上です。

○議長 星 正彦君

久保田正之君。

○10番 久保田 正之君

理由は分かりました。本来、耐用年数も過ぎて、総務課としては、町長が言われても安全面を考慮したら早くしないと、もしそれがパンクしたらその時はどうするのか、そういう情報が入っておれば当初予算からしっかり組んで、急にこういう補正で行くべきではないのではないかなど、大きな予算ですから堂々と当初予算で行くべきではないかと思っております。

今回補正で上げて来ていますから、公用車の耐用年数がいっぱい、いっぱいということは聞いておりますので、私は公用車を買うことはいいのではないかと思っております。

以上です。

○議長 星 正彦君

答弁はありますか。

○10番 久保田 正之君

いません。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

公用車についてはそのくらいにしておいて、同じ9頁の企画総務費のコミュニティ活動推進事業費240万円、これの中身について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

これは、自治総合センターが実施していますコミュニティ助成事業で、平成27年度につきましては、中山城ヶ崎区がコミュニティ活動に伴う備品購入のために交付するものです。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

備品購入と言いましたが、大体中身はどういうものを購入される予定なのか、また今回城ヶ崎区ということですが、たくさん行政区があるわけで、毎年1行政区だけにこういうふうにするのか、今後の見通しについても合わせてお答え下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

具体的に備品としましては、大きな物としましては、据え置き式の倉庫と、後テーブル等となっております。

今後のコミュニティ助成の件ですが、このコミュニティ活動の助成事業につきましては、毎年区長会の総会におきまして、翌年度の募集をご説明させていただいております。そして、例年大体5月末を締め切りといたしまして、翌年度に手を挙げていただく団体、区を募集しております。

平成28年度のコミュニティ助成に対する希望は8区ほど上がっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。

次の質問に移ります。

同じ9頁の電算管理費、地方公共団体情報システム機構588万8千円。この中身について教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

社会保障税番号制度通知カード、個人番号カード関連事務を地方公共団体情報システム機構へ委任するための負担金です。

27年の10月に、住民に全てマイナンバーの通知カードが送られます。その通知カードを送るための、全て委任を国が一括していますので、その委任先への負担金となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

3月議会の時に、あまり詳しく質問をしていなかったのですが、今回特に年金の情報漏れ漏洩だとかということも出て来ています。この税番号システムのリスク、それと、その保障というか、ということはどういうふうに考えているのかを教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

マイナンバーカードの分におきましては、例えば税の情報であれば税務署が管轄として持つようになっています。年金であれば年金事務所が持つようになっています。

それを一括のところでは持つわけではなく、別々のところで情報は持つようになっています。別々のところで照合するときにも、マイナンバーの番号の12桁の番号は使えません。ある程度の符号で使います。その関係で今回の年金の情報漏れのように、1箇所を決め打ちすれば漏れるというものではなっておりません。いろいろなセキュリティーのチェックが掛かっ

ておりますので、今のところマイナンバーに関しては年金よりも強固だと思っております。
以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

なかなかそう言い切れるというのは凄いなと思いますけれども、全て国は、年金も含めて絶対大丈夫ということを使い続けてきたわけですよ。それが今回の問題も起きたし、例えば、パスワードも入れていなかったとかということもあるわけで、この問題が起きた後もアクセスが出来ないようにしましたと言いながら、またアクセスも出来たと、本当にずさんな対応を国がやってきているわけで、ここはもう少し厳しく、ただ国が言ったから委任するかということではなくて、強く町からも要望していく必要もあるし、大事な個人情報ですから、今回社会保障も関連してくるわけですから、本当にたくさんの情報がその中に詰まって来ているわけですから、これは、なにがあっても絶対漏洩させないという気概を持って取り組んでいただきたいというふうに思いますが、もう1度お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

いま、宇田川議員がおっしゃるように、それは私も同感であります。政府はまだ完璧だからという思いで、それに対する、先程議員がおっしゃいましたように、もし例えば漏洩があったりしたときには保障はどうなるのかというのは、国からの通達は一切ございません。

当然のことながら国は完璧だからとおっしゃっているものですから、それに対しての保障なんていう話は当然のことながら、ないというのが現状でございます。

但し、今議員がおっしゃいますように、今度からのマイナンバー制になりますと、国民一人一人に背番号が打たれて、これは税情報から個人情報から全部全てそこで一括管理されることになりますので、それが今回の年金問題のように、漏洩等がありますと大変なことだと私も認識をいたしております。

ですから、これに至りましては、当然のことながら町村会という団体組織を通じて公にもう一度政府の方にきっちりと申し上げて行きたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

総務費の税収入の還付金の内容をお願いします。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

お答えいたします。

税収入の還付金につきましては、町内に固定資産を有する事業所から償却資産に係る修正申告が提出されました。

その修正申告の確認をした上で還付をしたものであります。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

7款 商工費及び10款 教育費について、10頁及び11頁について質疑ありませんか。田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

10款の教育費の3項 1目 中学校の管理費です。

工事費が上がっていますが、中学校の受水槽の工事費と思われませんが、計上されている工事費全額が受水槽の取り替えに関する経費という状況なのか、またはそれ以外の工事等を予定されているのか、その辺について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

工事費につきましては、専門学校当時の設備をコスト削減を目的に、再利用をいたしましたことにより受水槽からの漏水、受水槽の取り替え工事。

もう1点は、防犯灯はいま門から校舎までの直線の道ですが、ここに従来設置していましたが防犯灯、電気系統の不具合による防犯灯の取り替え工事でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

受水槽と防犯灯の工事が組まれているということですが、受水槽に関しましては、明らかに台座の部分の腐食も激しいし、一部漏水等も見られます。

防犯灯に関しましても、設置はされていますが、かなり老朽化しているのではないかなと見て取れますが、おっしゃるように経費節約のために、今ある設備を使ったということですが、そういうふうな状態である既存の設備を使おうというふうに判断した理由を教えてください。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

まず、受水槽につきましては、受水槽、それから給水管ですね。これは従来ありました校舎等を含めたところでございますが、ここをエア式の調査ということで、管とかに空気で圧力をかけて行うという手法で調査を行いました。その当時、当然異常がないということを確認しております。

ですから、平成26年の12月に試験を行った後に、試験的に水を通して使用を開始しました。その後も異常は発見されませんでした。丁度3月下旬になりまして受水槽から僅かでございますが、漏水が発見されております。そこで、まず修繕と取り替えについて協議をいたしました。受水槽内部の防水塗装等の補修工事する工法があるのですが、今後漏水しないという保障がなかなか出来ないということでございますので、学校運営上必要不可欠な設備でございますので、新品に取り替えをさせていただこうというふうに思っております。

もう一点の、防犯灯につきましても、校門から校舎までの専門学校当時のものを再利用する計画で、3月初めに電源の復旧工事を行い、これも検討することを確認しております。

その後、再度学校が始まる前の3月下旬に電源を入れましたところ3日ほど点灯しました後に、点灯していないというような報告を受けました。原因を調査しましたところ電線ケーブルが絶縁状態になっているということでございました。

考えられる原因としましては、電線ケーブルの老朽化と一部の照明銅管のポールの雨水の浸入が考えられるということでございます。

以上のことから、この防犯灯につきましても取り替え工事をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

新中学校の改装工事の時期等というのは、極力経費を掛けずに既存の設備等を利用出来るものは利用して行こうという考えの元、いろいろなテストをした結果、使用に耐えられるというふうに判断されて現在に至っているのだらうと思いますが、受水槽に関しましては、確か3基あると記憶しております。

基礎と受水槽の間の鉄骨部分もかなり腐食していますし、そういった状況ですので、どの部分をどのように取り替えるのかということと、それから、既に開校している中学校でございますので、当然工事に関しましては、生徒、教職員等の安全確保というのは第一に考えなければいけないと思っておりますが、そういう意味において、この工事をいつどのような時期に着工し、完了しようというふうに計画をされているのか、その辺を教えてください。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

まず、この受水槽が座っています周辺には、いま問題になっています受水槽と、もう一つ

は消火に使用せず受水槽、これは現在使っておりません。消火の受水槽につきましては、直接校舎の方に行くようなシステムになっておりますので、これは空いております。

取り替えにつきましては、いま言いました防火用の受水槽を取り払いまして、そちらの方に新たに新規の受水槽を設置させていただきまして、これは時期的には夏休みを考えておるわけですが、設置をしまして管が速やかに、いま既存の漏れているものから取り替えるというふうなことで、工期は1日か2日で取り替え、管を設置するのは出来るというような工法で行っていかうと思っております。

設置している場所が、幸い下の、前の実習棟があった付近にありますので、普段は生徒達の安全確保という面では、幸いそういう場所ですので問題はないというふうに考えております。

防犯灯につきましても、夏休みにかけて行っていきたいというふうに考えております。

全体の受水槽の工期としては、約1ヵ月を見ておりますが、水が復旧するのは、いまさっき言いましたように、管を切り換えるのは子ども達が使わない支障のない時を見計らいまして切り換えをしたいというふうに思っております。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今の質問の上の修繕料160万円ほどについてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

この中の修繕料の1つといたしましては、校門が以前専門学校当時にモーターで自動開閉する装置が付いていました。今回1つは、両サイドの歩道の部分に小さい門がありまして、その両サイドの門にモーターが付いたままになっております。

私どもは、開校前は何とか大丈夫だろうと思っておりましたが、毎日のことになるとモーターを取り外して、スムーズに開閉が出来るように修繕をして欲しいという学校からの要望がありましたので、これをするのが1点と、後は緊急時の修繕ということで、校舎はご存じのとおり改修をいたしておりますので、元々先程いいましたような受水槽とか、今回扱っていない部分で電気系統とか、水道管とか、そういうところのことが考えられるのではないかなということで、現在は大丈夫ですが、一応そういう緊急性のことに対応するために、併せて160万円ほど補正をさせていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

100万円ほどの修繕料については、まだ具体的に、これに使うというわけではなくて、緊急を要した場合に速やかに対応するための予算として今度取っているという認識でいいですか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

議員がおっしゃるとおりでございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

7頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。

7頁及び8頁について質疑ありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第64号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第64号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第65号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成27年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第65号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第65号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第66号 鞍手町道路線の変更を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第66号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第66号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第67号 鞍手町道路線の廃止を議題とします。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第67号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第67号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第14 議案第68号から日程第18 議案第72号までの5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第14 議案第68号から日程18 議案第72号までの5件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第14 議案68号は、地方自治法第179条 第1項の規定に基づき、平成27年5月31日付けで専決処分しました、平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号の承認であります。

本補正予算は、平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算見込みにおいて、歳入不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成27年度の歳入を繰り上げ、これに充用したものであります。

なお、繰り上げ充用措置は、出納閉鎖整理期間内に行わなければならないことから、平成27年5月31日付けで専決処分を行ったものであります。

歳入歳出それぞれ1億4,578万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ26億7,593万6千円といたしました。

次に、日程第15 議案69号は、学校施設環境改善交付金事業、剣南小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の締結であります。

同事業で行う剣南小学校屋内運動場耐震補強等工事は、5月26日に6事業者で指名競争入札の結果、契約金額5,215万3,200円。

工期、平成27年6月19日から平成27年9月25日までの99日間として、有限会社栗田製作所と契約を締結するものであります。

次に、日程第16 議案70号は、学校施設環境改善交付金事業、古月小学校屋内運動場耐震補強等請負契約の締結であります。

同事業で行う古月小学校屋内運動場耐震補強等工事につきましても、5月26日に6事業者で指名競争入札の結果、契約金額6,087万4,200円。

工期、平成27年6月19日から平成27年9月30日までの104日間として、有限会社栗田建設と契約を締結するものであります。

次に、日程第17 議案71号は、学校施設環境改善交付金事業新延小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の締結であります。

同事業で行う新延小学校屋内運動場耐震補強等工事につきましても、5月26日に6事業者で指名競争入札の結果、契約金額5,267万4,840円。

工期、平成27年6月19日から平成27年9月25日までの99日間として、有限会社新栄産業と契約を締結するものであります。

次に、日程第18 議案72号は、学校施設環境改善交付金事業西川小学校屋内運動場耐震補強等請負契約の締結であります。

同事業で行う西川小学校屋内運動場耐震補強等工事につきましても、5月26日に6事業者で指名競争入札の結果、契約金額5,620万5,360円。

工期、平成27年6月19日から平成27年9月25日までの99日間として、株式会社田中技建と契約を締結するものであります。

以上が、日程第14 議案第68号から日程第18 議案第72号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第68号について質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回の繰上充用というか、単年度の決算見込みを教えてくださいと思います。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

単年度の決算見込は4,786万950円となっております。黒字となっております。

以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

久しぶりに黒字の決算ということになりまして、今年はひょっとしたら2億を超えるかなというふうに累積で思っていたのですが、その分は少し一安心ですが、この背景には高い国保税を町民が払っているということもありますし、もう一つは、先程の議案57号、58号の関連で、国からの支援金が増えたという部分も今後出て来ます。

国は、法定外繰入を今全国で合計約3,500億円ぐらい各自治体がやっているわけですが、国が今度準備したお金は3,400億円と、それにほぼ同等の額ですけども、各自治体ではこの3,400億円になった部分を、本当は保険料の減免だとか、引き下げとかということに使うべきなのに、国保会計が苦しいからその分に充てると、だから法定外繰入を今までしていた分を、その分減らすだとかということもやってきています。

いま 予定されているのが2018年から国保の県の広域化ですね。ということで、残りが約3年ということですが、今回1億4,578万4千円の繰入充用、累積赤字がそれだけあるということで、町の法定外繰入をどうするのか、この赤字分をどうするのかというのを教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

議員がおっしゃるように、29年度からは県の取扱いに移行いたしますので、その時に、先だつての議案質疑だったかと思いますが、その時も答弁させていただいたと思いますが、今の赤字の累積の分をどのようにするかということは、これは今町村会の方でもいろいろ揉んで話をしているところでございます。

何とか、議員がおっしゃいますように、町民の負担を少しでも軽減できるべく方向で今後考えていきたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第68号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第68号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第69号について質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第69号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第69号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第70号について質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第70号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第70号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第71号について質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第71号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第71号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第72号について質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第72号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第72号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第19 発議第1号及び日程第20 発議第2号の2件を一括して議題とします。

宇田川亮君に提案説明の理由を求めます。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

発議第1号及び発議第2号の2件を一括して提案いたします。

発議第1号 国民的合意のないままに安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書。

発議第2号 介護報酬の大幅削減の撤回を求める意見書。

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

平成27年6月10日提出

提出者 鞍手町議会議員 宇田川亮

賛成者 同 鯨坂省治

提案理由

地方自治法第112条並びに鞍手町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提案する。以上です。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

発議第1号について質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています発議第1号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第1号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、発議第2号について質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています発議第2号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第2号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りします。

明日11日から15日までの5日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日11日から15日までの5日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 14時54分